

岐阜県公報

第 四 百 二 十 八 号
令 和 五 年 九 月 十 五 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地 域 福 祉 課) 四 一 一
指定医療機関の廃止の届出	(同) 四 二 二
指定訪問看護事業者等の再開の届出	(同) 四 二 二
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同) 四 二 二
耕地整理組合の組合長臨時代理者の指定	(農 地 整 備 課) 四 二 二
県営土地改良事業の換地計画の決定	(農 地 整 備 課) 四 二 三

告 示

岐阜県告示第三百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年九月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
養 西 診 療 所	養老郡養老町飯ノ木三三七の一	令 和 五 ・ 八 ・ 一
あおば眼科クリニック	瑞穂市稲里六八三番地一	同
コスモス調剤薬局茄子川店	中津川市茄子川八九四番三	同
ユタカ薬局大垣南	大垣市寺内町二丁目三七番地	同
きいろいろ屋根の薬局	四 高山市昭和町二丁目一三二番地の	同
クスリのアオキ垂井薬局	不破郡垂井町二三四三番地	同

岐阜県告示第三百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年九月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 廃 止 年 月 日
リ ス 薬 局 中津川市駒場四五六 令和 三・五・三一

岐阜県告示第三百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を再開し

居宅介護事業者等の名称

特定非営利活動法人どれみ

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
中津川市落合字笹目六八二番地一

サービスの種類
通所介護

居宅介護事業所等の名称
ほのぼのどれみ

居宅介護事業所等の所在地
中津川市落合字笹目六八二番地一

指 定 年 月 日
令和 五・八・一

岐阜県告示第三百八十一号

土地改良法施行法（昭和二十四年法律第九十六号）第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第七十三条第

た旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年九月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 再 開 年 月 日
古田 齒科 医 院 美濃市依町二一五 令和 五・五・八

岐阜県告示第三百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年九月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業所等の所在地

中津川市落合字笹目六八二番地一

指 定 年 月 日
令和 五・八・一

四項の規定により、次の者を小坂町第一耕地整理組合の組合長臨時代理者に指定したので、同条第五項の規定により告示する。

令和五年九月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 住所

下呂市小坂町大垣内一四四〇番地一

二 氏名

大森 昭義

公 示

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業八布施地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同
法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

令和五年九月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

令和五年九月十五日から

同 年十月十七日まで

二 縦覧場所

中津川市役所

令和五年九月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社